

県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第33号

県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

県営工業用水道料金徴収条例（昭和53年岩手県条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																									
<p>(工業用水の料金の種別及び額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 工業用水の料金の種別は、次のとおりとし、その額は、別表に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 ろ過料金の種別は、次のとおりとし、その額は、別表に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基本料金 管理者がろ過して給水することとした1日当たりの水量 <u>(以下「基本ろ過水量」という。)</u> 1立方メートル当たりの料金</p> <p>(2) <u>超過料金 基本ろ過水量を超えて使用した水量1立方メートル当たりの料金</u></p>	<p>(工業用水の料金の種別及び額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 工業用水の料金の種別は、次のとおりとし、その額は、別表に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>使用料金 基本使用水量を基礎とする平均瞬間使用水量の範囲内で使用した水量1立方メートル当たりの料金</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3 ろ過料金の種別は、次のとおりとし、その額は、別表に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基本料金 管理者がろ過して給水することとした1日当たりの水量1立方メートル当たりの料金</p> <p>(2) <u>使用料金 使用したろ過に係る水量1立方メートル当たりの料金</u></p>																									
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>料金の種別</th><th>工業用水の料金の額</th><th>ろ過料金の額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">第一北上中部工業用水道</td><td>基本料金</td><td>45円</td><td>44円</td></tr><tr><td>超過料金</td><td>[略]</td><td>22円</td></tr></tbody></table>	名称	料金の種別	工業用水の料金の額	ろ過料金の額	第一北上中部工業用水道	基本料金	45円	44円	超過料金	[略]	22円	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>料金の種別</th><th>工業用水の料金の額</th><th>ろ過料金の額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">第一北上中部工業用水道</td><td>基本料金</td><td>42円</td><td>35円</td></tr><tr><td><u>使用料金</u></td><td><u>3円</u></td><td><u>3円</u></td></tr><tr><td>超過料金</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	料金の種別	工業用水の料金の額	ろ過料金の額	第一北上中部工業用水道	基本料金	42円	35円	<u>使用料金</u>	<u>3円</u>	<u>3円</u>	超過料金	[略]	
名称	料金の種別	工業用水の料金の額	ろ過料金の額																							
第一北上中部工業用水道	基本料金	45円	44円																							
	超過料金	[略]	22円																							
名称	料金の種別	工業用水の料金の額	ろ過料金の額																							
第一北上中部工業用水道	基本料金	42円	35円																							
	<u>使用料金</u>	<u>3円</u>	<u>3円</u>																							
	超過料金	[略]																								

第二北上中部工業用水道	基本料金	<u>45円</u>	<u>44円</u>
	超過料金	[略]	<u>22円</u>

第二北上中部工業用水道	基本料金	<u>42円</u>	<u>35円</u>
	使用料金	<u>3円</u>	<u>3円</u>
	超過料金	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に供給を受けた工業用水の料金及び超過料金の種別及び額については、なお従前の例による。